

新型コロナウイルス感染症対策
特別委員会記録

令和2年5月1日

【開催日】 令和2年5月1日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後1時25分～午後3時32分

【出席委員】

委員長	高松秀樹	副委員長	山田伸幸
委員	伊場勇	委員	水津治
委員	長谷川知司	委員	藤岡修美
委員	松尾数則	委員	宮本政志
委員	吉永美子		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部出席者】

副市長	古川博三	総務部長	川地諭
総務課長	田尾忠久	総務課新型コロナ対策室長	河田圭司
税務課長	矢野徹	税務課課長補佐兼収納係長	福田健司
税務課固定資産税係長	藤澤竜	税務課市民税係長	山口大造
福祉部長	兼本裕子	福祉部次長兼社会福祉課長	岩佐清彦
福祉部次長兼健康増進課長	尾山貴子	健康増進課主査兼健康管理係長	林善行
高齢福祉課長	麻野秀明	高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター長	荒川智美
高齢福祉課主査	篠原紀子	高齢福祉課介護係長	藤永一徳
障害福祉課長	岡村敦子	障害福祉課課長補佐	松本啓嗣
子育て支援課長	長井由美子	子育て支援課主幹	別府隆行
子育て支援課主査兼保育係長	野村豪	国保年金課長	梅田智幸
国保年金課課長補佐	石橋啓介		

【事務局出席者】

事務局 長	尾 山 邦 彦	事務局 次 長	石 田 隆
-------	---------	---------	-------

【付議事項】

1 新型コロナウイルス感染症の影響及び対応等の情報について

午後 1 時 2 5 分 開会

高松秀樹委員長 それでは新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を始めたいと思います。本日の付議事項は、新型コロナウイルス感染症の影響及び対応等の情報について、つまり行政情報を収集したいというふうに思っております。本日、今、総務課と税務課がお越しということで、順次お話を聞きたいんですが、先日、生活と健康を守る会、本日、料飲店組合から要望書を頂いております。その要望書を皆さん今お持ちでない方もいらっしゃるので、事務局がコピーをしておりますので、委員の皆さんには要望書をお配りしますので、要望書も見ながら、順次、質問、質疑をしていただきたいと思います。最初に国の経済対策の状況について、総務課のほうから説明できるのであれば説明を頂きたいと思います。

田尾総務課長 皆様お疲れ様です。それでは総務課のほうから、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会に対して、感染症緊急経済対策ということで、国の経済対策をかいつまんで御紹介させていただきます。事前に資料をお配りさせていただいておりますが、この1枚目に概要をまとめてございますので、まずこちらの1枚目から見ていただきますようお願いいたします。次に、その後の資料の説明に入りたいと思います。いずれの資料も、内閣府のホームページから取ったものでございます。それでは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策ということで、国民の命と生命を守り抜き、経済再生へということでございます。命、生活、経済ということでございます。まず一番上の経済の現状認識と経済対策の考え方というところで、丸が四つございますが、3番目を御覧いただき

たいと思います。第1は、感染症拡大の終息にめどが付くまでの緊急支援フェーズ、フェーズとは段階のことです。第2は、終息後の反転攻勢に向けた需要喚起と社会変革の推進を図るV字回復フェーズ、時間軸を十分意識しながら、緊急事態宣言下での本経済対策の各施策を戦略的に実行、国民の命と健康と生活を守り抜くとの重大な決意で、感染症の影響をしのぎ、その後の経済のV字回復につなげ、日本経済を持続的な成長軌道へ戻すことを確実に成し遂げるというものでございます。続きまして、その下の緊急支援フェーズとV字回復フェーズ、この二つを御覧いただきます。まず、緊急支援フェーズ、二つのフェーズの中には五つの柱と呼ばれるものがございます。まず、緊急支援フェーズのほうには、1 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、後ほど説明いたしますが、1 マスク消毒液等の確保、それから、医療提供体制の強化など様々なものがございます。そして、2 雇用の維持と事業の継続、雇用の維持や資金繰りの対策を取っております。右側に行きましてV字回復フェーズということで、3 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復ということで、観光、運輸業、飲食業、イベント、エンターテインメント事業等に対する支援等がございます。また地域経済の活性化もここにございます。そして、4 強靱な経済構造の構築、そして、最後に5 今後への備えということで、新たな予備費の創設ということの5本柱でございます。それでは本編のほうの御説明に入りたいと思います。この新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の変更については、4月20日、閣議決定の資料を御覧いただきたいと思います。まずは、4ページを御覧ください。4ページには、今説明をいたしました二つのフェーズということで、緊急支援フェーズ、そして、V字回復フェーズの説明がございます。さらに、その下には5本の柱、今申し上げました五つが書いてございます。それでは一つ一つの柱を見ていきます。7ページを御覧ください。7ページは感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発ということで、重要なところや市に関係あるところをかいつまんで御紹介させていただきます。8ページ、1 マスク、消毒液等の確保のところでございます。下から3行目、布製マスクについては、政府に

よる買上げにより、介護施設利用者等及び妊婦に対して、順次必要な枚数を配布するとともに、全国の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専修学校等の児童生徒及び教職員に対して、4月以降、一人2枚配布する。加えて、全国で5,000万余りの世帯全てを対象に、1住所当たり2枚配布するというごさいます。後半の部分は、ニュースに出ておるよう既に東京都を中心に配布されておるものでございます。続きましては、10ページをお開きください。10ページは3医療提供体制の強化ということで、その部分の上から8行目、また、医療用マスクを全国の医療機関等に対して、4月中に追加で1,500万枚を配布するなど、医療用マスク、ガウン等を国において確保し、必要な医療機関等に対して優先配布するごさいます。続きまして、ちょっと飛びますが、17ページをお開きください。8学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備でございます。中点のところを御覧ください。放課後児童クラブ及びファミリーサポートセンター事業における学校の臨時休業等に伴う対応に対する財政支援、それから、学習指導員の追加配置、それから、学校の一斉臨時休業の要請に伴う修学旅行の中止や延期に係る追加的費用への支援などごさいます。続きまして18ページを御覧ください。2雇用の維持と事業の継続に入ります。まずは、1雇用の維持、こちらには今テレビ等で話題になっております雇用調整助成金についての記入がございます。19ページにまいりまして、中点のところではございますが、雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大を図るというふうにごさいます。続きまして同じページの2資金繰り対策というところで、一番下なんです、融資窓口を拡充する観点から、地方公共団体の制度融資を活用し、民間金融機関でも、実質無利子、無担保の融資を受けることができる制度を創設するとともに、このためのセーフティーネット保証、危機関連保証の保証料の減免を行いつつ、十分な規模の保証枠を確保する。民間金融機関の信用保証付の既往債務についても同制度への借換を可能とするごさいます。続きまして、21ページにまいります。3事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援の一番下でございますが、具体的にはというところで、持続化給付金、

仮称でございますが、この持続化給付金として、事業収入が前年同月比50%以上減少した事業者について、中堅・中小企業は上限200万円、個人事業主は上限100万円の範囲内で、前年度の事業収入からの減少額を給付するとございます。続きまして23ページ、4生活に困っている人々への支援でございます。こちらには、上から8行目。一律に一人当たり10万円の給付を行う。それから、その2行下ですね。その対象児童一人当たり児童手当を受給する世帯に対して1万円を上乗せするとございます。そして、これらの給付金について、所得税及び個人住民税を非課税とする措置等を講ずる。感染症の影響により、一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行うとございます。中点のところに行きまして、先ほど述べましたとおり、特別定額給付金。それから24ページに行きまして、子育て世帯への臨時特別給付金。そして国民健康保険料、介護保険料等の減免を行った市町村等に対する財政支援、そして、収入が下がった方に対する国民年金保険料の免除などがございます。続きまして、5税制措置でございます。上から5行目、イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、収入に相当の減少があった事業者の国税、地方税及び社会保険料について、無担保かつ延滞税なしで、1年間納付を猶予する特例を設ける。また、資本金1億円超10億円以下の企業に生じた欠損金について、欠損金の繰戻しによる法人税等の還付制度の適用を可能とするとございます。25ページの中程にそのことが書いてあります。中点のところでございます。納税の猶予制度の特例、欠損金の繰戻しによる還付の特例、中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置等がございます。続きまして27ページをお開きください。2地域経済の活性化というところで、上から3行目の中ほど、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設するというのがございます。以上、かいつまんで御説明させていただきました。

高松秀樹委員長 今のは総務課ですので、総括的な説明だったと思います。今お聞きになって分かるようにですね。中点がある分は国の政策等が全部書いてあります。総務課で全て答えることできないので、今からいろんな課をお呼びするんですが、その都度、中点の部分についてはいろいろ聞いてほしいなと思います。総務課については、総務課に所管するであろうという部分のみ質疑がありましたら、まず質疑を求めたいと思います。

山田伸幸副委員長 一番大切なのは総括的にいろんなことがあっても、それを受け付ける窓口の整備のことなんですけれど、対策室が設けられるということなんです、当面、市民の方が現在でもいろいろな問合せ等されていると思うんですが、現在はこういった部署で、そういった受付をされているんでしょうか。

田尾総務課長 4月27日から新型コロナ対策室ができましたので、総務課の中の新型コロナ対策室で受けております。

山田伸幸副委員長 実際に問合せ等は何件ぐらいとか、データを取っておられますか。

田尾総務課長 3月1日から、これまでおよそ250件問合せがございまして、それは最近が一番多うございまして、そのほとんどが定額給付金に関するものでございます。

高松秀樹委員長 委員の皆さんから、今副委員長が言われたように、どういった声が届いているとか、そういうことも含めて、せっかくの機会ですので、ざっくばらんに質疑、質問をしていただければと思います。執行部サイドは、分からないことは、分からないというふうに言ってもらって結構だというふうに伝えておりますので、そういう答弁にもなろうかと思っています。

吉永美子委員 今の250件ほどの相談でほとんどが、このたびの10万円に関してということなのですが、具体的なことについてはどういう御相談が、心配が多いんでしょうけども、どういう状況ですか。

田尾総務課長 一番はやはり、給付開始はいつであろうかという問合せです。

吉永美子委員 私が以前より思っていたのは、この定額給付金も含めて、いろんな不安をいっぱい持たれてる方がお電話されたときに、たらい回しにすることなく、一つのところで、できれば専用ダイヤルを持って、少なくとも、そこで安心して、例えば、次のステップに進めるようにということを是非やっていただきたいんですが、コロナ対策室を作ったことによって、いろんな方からの御相談とか、その辺については網羅できるっていうふうに思っておられますでしょうか。とにかく、全てのいろんな経済支援もありますけども、中小企業、零細企業、本来ならば、要請して受けることができた人がしなかったということが絶対あってはならないという思いなんですけども、その辺、窓口を一つにして、そういった対応っていうのは、いろんなことに網羅できる体制になっているっていうふうにこちらは思っていてよろしいでしょうか。

田尾総務課長 コロナ対策室に関しましては、まずは、定額給付金の業務をやっていたことになっていまして、全てのことを網羅するというのはまずちょっと無理であろうと。ただ、電話を受けたら、経済対策であれば商工労働課のほうへ、病気に関することであれば保健センターのほうへというふうに転送をいたしまして、お答えするような仕組みになっております。

高松秀樹委員長 電話を転送するんやね、市民が掛け直すんじゃなくて、転送してくれるんですか。

田尾総務課長 現在は総務課が受けておりますので、総務課にかかってくる、定額給付金であれば私どもが、それ以外であれば、それなりの部署に回して御回答いただいております。

山田伸幸副委員長 定額給付金が増えたというんですけど、特に、一昨日ぐらいから国会でも審議が進んで、特に今日のニュースでは、もう支給が始まったということがあるんですけど、そういった問合せというのは多いんでしょうか。

田尾総務課長 朝から何件かはあったというふうに聞いています。

松尾数則委員 どうも定額給付金の問合せが多いという話なんですけど、基本的に飲食店辺りから、コロナで5月の頭ぐらいまで休むんですけど、市からそういったアナウンスが全然ないと。例えば国のほうではいろいろと動いている。こういう動きを見て、市がこれからどういう対応を取っていくのか、ちょっとお聞かせください。

川地総務部長 今、御説明いたしましたように緊急経済対策は、市のみの制度よりも国、それから県が今回補正予算を上げられておられますけども、多くの事業が国、県の政策でございます。特に中小企業対策では、持続化給付金、これが5月連休から始まるということ聞いておりますが、これはもう既に国のほうの手続のほうでやっておられますし、今後、法人200万円、100万の分も、今から進んでいきます。それから、緊急非常事態宣言が、山口県が指定されたということで、現在山口県のほうで協議されておられますけれども、対象事業によっては、10万円から30万円の事業もやっておられますが、これについては、なかなか市のほうを通ってきませんので、私どもはそういった事業がありますよという形を、啓発をさせていただくというような形にいたしております。先ほど言いましたように全て網羅できればいいんですけども、なるべく情報収集いたしまして、市民の皆様方、企業の皆様方を含めまして、な

るべく情報の啓発はさせていただこうと思っておりますけども、中には、なかなか難しい面もございますので、そういったところには、一番分かりやすい機関の御紹介ですとか、そういったことで今対応させていただこうというふうに考えておる次第でございます。

松尾数則委員 コロナの対策については恐らく国のほう、県のほうで、ほとんどが動いていくっていうのは十分承知しています。ただ市として、そういった市からのアナウンスが全然ないと。それで寂しいとおっしゃっているんです。だから市のほうとしても、何らかの形で、どういう形にする、アクションを起こすというのも必要ではないかなっていう気はしているんですが。

川地総務部長 そういう話があるのであれば、もう一度、今ホームページにもいろいろ出しておりますけれども、再度、内容を確認しまして、不足している部分があれば、いろいろとまた出させていただいて、情報の啓発に努めていきたいというふうに考えます。

高松秀樹委員長 県は昨日閉会したんですかね。県の経済対策、県独自のということで、今説明できるものがあれば説明してもらいたいと思います。

川地総務部長 県が今回補正を上げられましたのは686億4,210万円でございます。この中で大きな枠といたしまして、感染拡大防止対策、社会福祉施設等における消毒液等の購入支援ですとか、社会福祉施設における施設改修への補助、それから、医療機関における設備整備への補助といったものがございます。それから、これが中小企業者さんのほうには一番知りたい情報だと思いますけど、これは県の独自対策費として、休業要請に係る協力金の交付というのがございます。これに関しましては交付金額が1店舗当たり事業所15万円、2店舗事業所以上30万円というふうな形になっておりまして、あくまでもこれは県独自対策費で

ございますので、国の分から除いたものになろうかというふうに考えております。ただ、具体的な情報がまだこちらのほうに下りていませんが、あくまでもそういった枠の情報がこちらに来ております。

高松秀樹委員長 最後の協力金の話ですが、これは4月25日から5月6日まで休業要請に応じた特定の飲食業等に対して、協力金を1店舗15万円、2店舗以上は30万円支給するということですが、県が窓口なんです、市も、松尾委員の言われるように、広報活動をしないと、なかなか市民の皆さんというのはどこに連絡していいのかってなるんです。恐らく総務に連絡が来たりするんで、今後どうやって告知するのかっていうのは、今考えられるという話なんで、その辺は至急やっていただくことによって、もう5月になりましたけど、知らない方もいらっしゃると思いますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。今、説明がありましたようにいろいろ経済対策も含めて、総務省が全部網羅したのが結構ありますよね。それを今から別々にやっていきますが、総務ということで、私のほうから田尾さんには、先ほどお話ししたんですが、市民の皆さんから定期修理について状況を知りたいという声があります。分かる範囲で、何人ぐらい入って、いつまでかかるのか、場所はどこなのか。そして、コロナウイルス対策をどうしているのかということが、分かる範囲で結構ですのでお知らせください。委員の皆さんに一言言っておきますけど、商工も関連しているということですが、昨日、経済部長と話したところ、総務のほうにもある一定の情報共有はしているってということで、今、総務で分かる範囲のことをお聞かせくださいということです。

田尾総務課長 石油関連の企業の話なんですけれども、御挨拶に来られまして、工事期間は9月7日から10月2日、期間中は1日約3,000人が入られるということです。そして宇部市、山陽小野田市内に宿泊されると。そして、コロナ対策としては宿泊を含め三密対策を準備しておりますというようなお話がございました。

高松秀樹委員長 それ以上はないということですね。例えば発電プラントだったり、化学プラントだったりの情報は今のところ入っていないということですね。

田尾総務課長 今のところは聞いておりません。

高松秀樹委員長 これ以上先の三密対策を確保するというのはウイルス対策だったんですけど、具体的にどういう対策をするのかっていう情報も今のところ入っていないということですか。

田尾総務課長 具体的な対策は聞いておりません。

伊場勇委員 マスクについてなんですけども、先日、報告で8万5,000枚を各所にお配りしたというところなんですけど、今、市の備蓄しているマスクであったり、今後の見通しとか分かれば教えてください。

田尾総務課長 市の備蓄でございますが、全部で3万5,000枚ほど備蓄しております。そのうち3万枚は災害のときの避難場用として確保しております。

伊場勇委員 もちろんコロナが長引けば、足らなくなっていくというところも想像できるんですけども、そういったときに、今、マスクの量を増やすということをやっているのかということと、もし増えたところで、また同じように配ることも考えているのか、またその場所とかはどういうふうに考えているのかなと思ひまして、教えてください。

田尾総務課長 先ほどの3万枚というのは大規模な地震が起きたときに、全市の避難所を開いたというのを想定したものでございますので、当面は、もし何かございましたら3万枚の中から持ち出していこうというふうを考えておりますので、それ以上少なくなれば、購入をしていきたいとい

うような方向であります。

長谷川知司委員 昨日の宇部日報では、宇部市の久保田市長は、オンラインは5月18日、郵送は5月22日から特別定額給付金については申請の受付を行う。早ければオンライン申請で、今月末からの給付を目指しているとありました。確認ですが山陽小野田市はどういう状況ですか。

河田総務課新型コロナ対策室長 本市の特別定額給付金の申請受付の開始時期でございますけれども、オンラインで申請いただく方につきましては本日5月1日から、朝8時半から国のシステムにおきまして受付の開始をしております。紙の申請書につきましては、大変申し訳ありません。今発送の準備に向けた調整をしておりますので、5月の中下旬にかけてまして発送ができるかなということで、今、少しでも早くということで調整をさせていただいております。

長谷川知司委員 給付はいつ頃からできるか。

河田総務課新型コロナ対策室長 給付の時期でございますけれども、オンライン申請の方につきましては、オンラインの申請の内容が確認され次第、速やかに給付の手続きを取ってまいりたいと思います。紙の申請につきましては、申請書の返信をいただいからになりますので、それ以降の支給、6月に入ってからになるかなと考えております。

長谷川知司委員 速やかにとかという言葉で、明確な日付は言われないんですけど、まだ言えない状況だと理解していいんですか。

川地総務部長 今一生懸命、事業者さんと協議しておりますので、もう間もなく、大体、例えば5月の最終の日にはちですとか、次の第1週ですか。そのぐらいまでは、もう少し時間を頂ければ、ある程度明確になるんじゃないかなというふうには考えております。

長谷川知司委員 確かな日にちが決まった場合、それをどのように市民に早く知らせるとか、その方法はどうか考えておりますか。

河田総務課新型コロナ対策室長 周知の方法につきましては、広報、ホームページ等を通じまして速やかに周知を図りたいと思います。またタイミング等もございますので、そのときのタイミングに即した周知の仕方ということも工夫をしてまいりたいと考えております。

高松秀樹委員長 給付の時期については本会議場でも報告を、私のほうからしましたが、基本的にはこの前の答弁では5月中の給付を目指しているが、厳しい状況であるということでした。いろいろな物理的な問題が生じているというふうに理解しておりますが、長谷川委員が申されましたように、一刻も早くしていただきたいというふうに思っています。説明では、職員等は日曜とか、休日も返上して、残業して取り組むというふうな御答弁もあったかと思っておりますので、市民のほうは心待ちに待っている方も多数いらっしゃるというふうに思っておりますので、是非急いでやっていただきたいと思っております。ほかはいいですか、総務関係。それでは総務は終わって、税務もいらっしゃるんですね。税務課の説明をお願いします。

矢野税務課長 事前に資料のほうをお配りしております。右肩に新型コロナウイルス感染症対策特別委員会資料、令和2年5月1日、総務部税務課と書かれているものを御参照いただけたらというふうに思っております。資料につきましてはA4縦の裏表、それからA4横が裏表で7ページまであるものがございますので、こちらに沿って御説明をさせていただきます。ちなみにA4横のものにつきましては、A4縦のものの詳細が書かれたものになります。それでは新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置ということで、地方税関係について御説明をさせていただきます。まず一つ目、先ほど総務課の話の中にもありましたが、税の徴収の猶予制度の特例ということで、収入が大幅に減少した場

合において、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予ができる特例が設けられます。税の期間につきましては、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について適用ということになっております。収入が大幅に減少した場合とはどの程度かというものにつきましては、前年同期と比べて概ね20%以上ということになっております。次に二つ目でございます。中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置でございます。厳しい経営環境にある中小事業者等に対しまして、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとするものでございます。区分といたしましては令和2年2月から10月までの2、3か月間の売上高が前年の同期間と比べて30%以上50%未満減少しているものについては2分の1、同比が50%以上減少しているものにつきましてはゼロとするとされております。この措置における減収分については、全額国費で対応することとなっております。そして三つ目です。生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充、延長です。新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加える。また生産性向上特別措置法の改正を前提に適用期限を2年延長するとされました。現時点では機械等の設備等が対象になっておるんですが、これについて家屋、構築物が加えられたということになります。そして四つ目です。自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長でございます。自動車税・軽自動車税の環境性能割の税率を1%分軽減する特別措置の適用期限を6か月延長いたしまして、令和3年3月31日までに取得したものが対象となるということになります。この措置による減収分につきましても全額国費で補填されることとなっております。裏面に参りまして、5番目でございます。イベントを中止とした事業者に対する払戻請求権を放棄したものへの寄附金控除の適用に係る個人住民税における対応ということで、所得税において寄附金控除の対象となるもののうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして、当該地方団体の条例で定めるものにつ

いて、当該地方団体の個人住民税の税額控除の対象とするとなっております。例えばスポーツイベントあるいはコンサートなどのチケットの払戻しをしなかった購入者に対して、寄附金として控除の対象としようとするものでございます。そして最後になりますが住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応といたしまして、所得税において新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた住宅ローン控除の適用要件を弾力化する措置が講じられる場合には、当該措置の対象者についても、住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除し切れなかった額を控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するというものでございます。こちらについては、取得後6か月以内に入居するということが条件になっておりますが、これが適用された場合には、令和3年12月31日までに入居をすれば、対象となるとされたこととさせていただきます。以上簡単でございますが説明を終わります。

高松秀樹委員長 以上が説明ですね。それぞれ細かいのは、ほかの資料で配布されているという理解でよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）
税務課からは大きく六つの説明がありましたが、この説明について質問等があれば受け付けます。

宮本政志委員 1番の徴収の猶予制度、これは猶予ですから、1年後ですよ。1年後には2年分来るってことですよ。ちょっと聞きたいのは2年分に来年なったとしますよね。そのとき払えなかった場合は、合計の遅延損害金とか発生するのか、あるいは、ある程度市のほうでその辺りは独自に何か対応するってことはお考えなんですか。

矢野税務課長 基本的には1年間ということにはなるんですが、相談とか置かれている状況によっては、更に1年間ということも想定されているものになります。

宮本政志委員 その場合は2年になったよってということで、最初の1年猶予で、

次もう1年相談に乗りましたということで、遅延損害金等のそういったものは付きませんよってという解釈でいいですか。

矢野税務課長 2年目については、それは掛かってまいります。

宮本政志委員 市独自で、その辺りをということは、補てんするなり、それはどうかということは考えないということですね。猶予、猶予はいいんですけど、額が大きくなったら、分母が大きくなりますから、遅延損害金そのものも大きくなりますよね。だから、その辺りに対応するということは、市独自としては別段今のところ考えていないということでもいいですか。

矢野税務課長 個別には相談に対応してまいりたいと思いますが、今のところを減額するというところを明確には打ち出していません。

伊場勇委員 この減収額について、全額国費で払われるところが2、3、4、6番ですかね。1と5については、もともと延滞金とか、そういうところはかかっているところは今、免除されているわけで、本当は入ってくるべきものが、少し入ってこないところがあるじゃないですか。それは市で賄わなければいけないというところになっているんですか。例えば地方交付税で入ってくるとか、そういうのってあるんですか。

川地総務部長 おっしゃるとおり猶予となりますと、入ってくるべきものが入ってきませんので、その分については今、国の通知文を読みますと、つなぎ資金的なものを貸すというような形になっていまして、起債的なものが出るんじゃないかというふうに私どものほうでは今認識をしております。

高松秀樹委員長 ほかよろしいですか。よければ、ここで税務課を終わらせて、次になるんですが、入替えのため、20分まで休憩します。

午後 2 時 9 分 休憩

午後 2 時 2 0 分 再開

高松秀樹委員長 それでは、委員会を再開いたします。次は健康増進課、高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、国保年金課ということで、まず執行部の説明をお願いします。

兼本福祉部長 新型コロナウイルス感染症の影響及び対応の状況について説明を申し上げます。全国で感染が確認されております新型コロナウイルス感染症は、私どもが今まで経験したことのない新型感染症であり、いまだに感染が拡大しております。山口県におきましては、32例、本市におきましても、4月27日に1例の感染者が発生している状況でございます。このような状況の中、私たち福祉と衛生を担当する部門として、何ができ、何が不足かを知り、何をしなければならないかについて、毎日、職員一丸となって考えております。本日は特別委員会の委員の皆様には福祉部の現在の状況をお伝えするとともに、委員の皆様からの御意見もちょうだいする中で、市民の皆様にとって本に必要な事柄について真摯に考えてまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。机上に資料配付させていただいております。福祉部の中で本感染症に影響がありますことについて現状を記載させていただきました。本資料について、主なものを各担当課長から御説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

尾山健康増進課長 資料の1ページを御覧ください。健康増進課分の資料の説明をさせていただきます。まず、新型コロナウイルス感染症の県内でのPCR検査及び発生状況です。4月29日現在の状況になりますが、県内でのPCR検査人数は1,285人、うち陽性と判定された方は32人です。また、本市における陽性判明者は、4月27日に発生の報告が

あった1名となっております。なお、現在、県内でPCR検査を実施している機関は山口県環境保健センターです。PCR検査の検体採取につきましては、帰国者・接触者外来、この医療機関名は非公表となっております。及び帰国者・接触者相談センターからの依頼により、行政検査として実施していただけるかかり付け医が主なところとなります。よって、全てのかかり付け医でPCR検査の検体採取を実施されているわけではございません。次に、マスクの配布状況につきましては、資料のとおりとなりますので、説明は割愛させていただきます。なお、これは福祉部関係のみの報告となります。次に、3番目、相談窓口等の啓発についてです。資料の1、4枚目になります。資料の1の1ページを御覧ください。周知方法につきましては、ホームページや市広報、FMサンサンきらら及びスーパーやコンビニ、ドラッグストアなどへの掲示依頼等で行っております。内容の一覧は記載してあるとおりでありますが、国や県などから情報が入るたびに、随時追加更新を行っているところです。参考までに相談窓口や相談の目安、これが3ページ目、4ページ目になります。あと妊婦さん向けが5ページ目、それと、自粛生活継続中の健康維持のポイント運動編だけ付けております。それが7、8、9ページ目、そして10ページ目に差別や偏見をなくそう。このようなホームページ画面などを資料として添付させておりますが、相談窓口などについては広報などでも繰り返し掲載をしているところでございます。健康増進課からは以上です。

麻野高齢福祉課長 それでは資料の1ページ一番下から3ページにかけて、御説明を申し上げます。高齢福祉課における新型コロナウイルス対策でございますが、まず、高齢者への影響と対応ということで、この新型コロナウイルス感染症については、高齢者が感染すると重症化する、そういうリスクが高いとされていることから、感染防止を図るために市対策本部の方針に基づき、掲載しておりますイベントや事業を中止、延期をいたしております。それぞれの説明は省略させていただきます。続きまして3番になりますけれども、2ページ一番下からでございますが、介護

保険料関連の措置についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少し、納付が困難になった場合には、市の介護保険条例に基づいて、保険料の徴収猶予、あるいは保険料の減免を行うこととしております。なお、減免制度の周知につきましては、4月15日号広報に掲載をして、市ホームページにも掲載をしておるところでございます。また6月に納入通知書を発送するようになりますけれども、その際に、保険料の徴収猶予、減免に関する説明を加えて各世帯に送付したいと考えております。そういうことで更なる周知を図りたいと考えております。高齢福祉課の説明は以上です。

岡村障害福祉課長 障害福祉課は3ページ中段から4ページにかけて説明をさせていただきます。まず中止が決定したイベント及び2の障害福祉サービス等の在宅サービス対応に係る状況につきましては、下記のとおりです。4ページの3、視覚障害のある方等への情報発信につきましては、今までも必要な情報を提供するため、点訳、音訳による広報で情報発信をしておりますが、3月1日号の広報から、緊急時に知っておいていただきたい情報をピックアップし、ボランティアの方も必要最小限の人数で感染予防に注意しながら、点訳、音訳による広報をお届けしているところです。そのほか、随時必要と思われる情報につきましても、相談支援専門員や障害福祉課の職員等から、電話による情報提供を行っているところです。障害福祉課からは以上です。

長井子育て支援課長 保育所及び児童クラブの対応状況を御説明いたします。4ページ中段から5ページを御覧ください。3月2日から小学校が臨時休業となりましたが、保育所及び児童クラブは、感染防止に努めながら、開所してまいりました。その経緯につきましては資料にあるとおりです。現在は、4月27日に本市で感染者が確認されたため、感染拡大防止の観点から、本日5月1日から5月24日まで、保育所、児童クラブとも原則として休所といたしました。ただし、真に保育が必要な御家庭の園児、児童については保育いたします。また保育園及び児童クラブの保育

料につきましては、それぞれ自粛を要請した日以降は、利用日に応じて日割り計算し減免いたします。子育て支援課から説明は以上です。

梅田国保年金課長 国保年金課からは、新型コロナウイルス感染症対策に係る、その他市民生活として、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の関連の対応について御説明いたします。資料は6ページでございます。まず、1番として保険料の徴収猶予でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、保険料の全部又は一部を一時に納付することができない場合は、市国民健康保険条例第26条の規定に従い、保険料の徴収猶予を行います。続きまして2番、保険料の減免についてでございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が著しく減少したと認められる場合は、市国民健康保険条例第27条の規定に従い、今後、国から示される基準により保険料の減免を行います。これにつきまして若干の注意がございますが、新型コロナウイルス感染症の影響による減免措置の減免基準等の詳細につきましては、今後、国から通知がされる予定となっております。また、後期高齢者医療保険につきましては、市は申請書の受付及び県後期高齢者医療広域連合への送達のみを行い、審査及び決定は広域連合が行います。そして最後に啓発等についてでございますが、保険料の徴収猶予及び減免の制度の被保険者への周知につきましては、4月に広報紙に掲載するとともに、市ホームページにも掲載しております。また、6月の納入通知書の送付時に、当該制度に係る説明文章を加えることで、更なる周知を図る予定としております。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

高松秀樹委員長 以上で執行部の説明が終わりましたが、執行部はこの後、新型コロナウイルス対策本部会議が3時半からあるということで、準備等も考えて、この委員会は大体3時頃に終了したいと思いますが、質問、質疑等が終了しない場合は、また後日開催するという運びにしたいと思っております。その点を踏まえて質問をお願いしたいと思っております。まず一番最初に、この資料のとおりいきたいと思っております。健康増進課について、質

問、質疑があればお願いいたします。

藤岡修美委員 先ほどから健康増進課から三密を避けろという説明がありましたけれども、これは例えば私どもの地域にはグラウンドゴルフをやられる方がおられて、密閉・密集・密接の三つの輪が重なる部分、例えば屋外で、当初50人程度という条件があったと思うんですが、屋外でグラウンドゴルフ程度のそういったスポーツは可能であるか。どのように判断されますか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 グラウンドゴルフ一つを取って申すわけではございませんが、例えばボールを取り合うときに密接しない方とか、どこかゴールのような地点で数人いないかとか、その辺までを考えると、必ずしも三密に該当しないというわけではないのではないかというふうに考えております。

藤岡修美委員 少なくとも密閉ではないですね。それでも駄目だというふうに理解すべきですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 非常に難しいところだと思いますが、例えば自粛期間中でも、ウォーキング一つ取っても、呼吸の状態で空気の流れで、人とは5メートル離れて歩きましょうというのを言われております。そこを考えると、今の時点では、やはり、何人かが集まる可能性があるスポーツというのは控えていただいたほうがいいのではないかというふうに考えます。以上です。

宮本政志委員 マスクが物すごく注目されてるんですけど、医療従事者の防護服、ガウンっていうかな、そういったものっていうのは医師会との情報交換というのはできてますか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 医師会の先生方とは結構密に連絡を取り合っ

ているところでございます。やはり一部防護服、手袋であったり、今の防護服であったりとかってというのがなかなかこう不足気味だというようなことは伺っております。

宮本政志委員 実はちょっと私も医師会のほうからそういったお話聞いてたんで、今、それは周知をしてらっしゃるんで、それはいいんですけど、あと体温計、今子供さんとか、我々もそうなんですけど、自宅で体温を測って熱があったら行かないようにしようという形で、体温計もどこ行ってもないんですけど。こういったものっていうのも市としてはマスク同様、何かこう収集というか考えているんですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 体温計に関しましても、うちも購入希望は出ておりますが、なかなか入ってこないというのが現状でございます。

伊場勇委員 マスクとガウン等についてなんですけれども、緊急経済対策では、国が確保して優先的に医療機関についていうふうに書いておりますが、山陽小野田市の市民病院とか、今のところそれに該当してないということですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 個別の病院の確認はできておりませんが、医師会に対しては、マスクの配給があったというのは聞いております。ガウンについては、申し訳ございません、まだ耳にしておりません。

山田伸幸副委員長 PCR検査は当然市ではできないんですが、発熱外来については、いろんな自治体でやられておりますし、お隣の宇部市も開始するというふうなアナウンスがされてるんですが、本市ではどういうふうにご検討されるでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 本市におきましても、今医師会、市民病院とともに、何らかそういう対策ができないかということで協議を行って

るところです。

高松秀樹委員長 その協議はいつ頃終わるんですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 三者とも、できるだけ早急に対応ができる形で進めたいというところは一致しております。具体的にいつというのはお示しできませんが、決まり次第、議会にも報告をさせていただきたいと思っております。

山田伸幸副委員長 この問題は、各開業医さんで深刻だと思っております。私の行き付けの医院では、発熱者はもう院内に入れずに外の駐車場で待ってもらって、そちらに先生がそれなりの格好をされていて診察をされると。これは深刻だと思われたら、PCR検査のできるような、そういう対応をされるというふうに聞いておるんですが、やはりそれは1か所だけじゃなくて、市内のほかの医療でも相当そういった事例があるんじゃないかなと思っておりますが、市ではそのことはつかんでおられるのでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 個別1件1件の事情までは把握しておりませんが、医師会の先生方と協議を重ねる中で、やはり医師会の開業医でも多くの先生方が、発熱者の対応についてはかなりいろいろと考えられているという実情は聞いております。以上です。

高松秀樹委員長 発熱外来、今協議されているということですけど、どういう問題点があるんですか。なかなか設置が先に進まないっていうのは。いろんな問題にぶつかるって、そこを協議されていらっしゃるんですよね。今どういう問題が表に出てきてますか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 問題点と申しますか、今協議を進めているところは、まずはスタッフの確保です。後は微調整の部分ですので、備品等は十分とは言わない中で進めていこうというふうにはしておりますの

で、スタッフの確保が今一番の課題だと思っております。

高松秀樹委員長 設置場所の問題等は今、そんなに大きな問題になってないということになりますか。(「はい」と呼ぶ者あり)はい、分かりました。

水津治委員 ちょっとマスク、元に戻って、申し訳ないんですが、四つの障害をお持ちの方に1万枚ということと、地域包括支援センター利用者及び委託先の事業所の利用者も含めて、国からマスク660枚。これは障害者であれば、1人当たり何枚とか、又は地域包括センター利用者、委託先660枚っていうのは、1人当たり大体利用者何枚ぐらいになるか、分かれば教えてください。

岡村障害福祉課長 障害の方に対しては国のほうから1人1枚程度はマスクを配布するというような話が出ていましたけれども、実際確認したところ、布マスクは2枚程度、各事業所に配布がされているということです。障害者手帳所持者の方への1万枚のマスクの配布は、1人10枚を昨日、今日と、紙マスクを配布をしております。

伊場勇委員 対象が四つの機能障害を持たれている方、それぞれにお配りしていると思うんですが、この腎臓、呼吸器、免疫機能、心臓機能というところで、これを四つに絞った理由とか、その辺を教えてください。

岡村障害福祉課長 感染すると重症化するリスクが高い基礎疾患として、国が上げている疾患に係るものであって、また高齢者のインフルエンザの公費負担の対象者で若年でありながら公費の対象となる身体障害者手帳の障害の内容もこれと同一のものでしたので、今回は腎臓機能障害、呼吸器機能障害、免疫機能障害、心臓機能障害の四つの疾患に特定をして、身体障害者手帳をお持ちの方にマスクを配布しております。

高松秀樹委員長 妊婦のマスクが書いてあるじゃないですか。妊婦のマスクは

配布することとしているという書き方しているんですが、もう既に今も配布を始めているのか、それとも今後始めるのか。妊婦はどのような形でどのような方法で配布をするのかっていうのをちょっと教えてください。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 申し訳ございません。妊婦の紙マスクの配布につきましては、本日発送予定としております。これはもう現在妊娠届を出されている方に対しては、1人当たり10枚を郵送で配布予定としております。また、今後、妊娠届を出される方に対しては、面接の際に10枚お渡しをする予定としております。

水津治委員 直接は関係ないと思うんですが、消防署の救急隊においては、マスクなり防護服がっていう状況なりは確認しておられるでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 きっちりとした確認は行っておりませんが、少し足りなくなってきたというようなことだけは耳にしております。

高松秀樹委員長 1番目に、PCR検査のことが載っていますが、現在の入院者数だとか山口県内の全病床数っていうのがお答えできますか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 まず、PCR陽性者の現在の入院者数は7名です。退院された方が25名いるというのが県から公表されている数字です。次に、入院病床数ですけれども、現在は40床となっております。これは今後拡充のめどが立っているというふうに報告を受けております。

高松秀樹委員長 ニュースでは、県は320床ぐらいまで拡大をしたというふうな発表があったんですが、これは今のところまだそこまで行ってないっていう判断でいいですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 320のめどが立ったので、随時必要に応じ

て増やしていくというふうに伺っております。

高松秀樹委員長 委員の皆さんにお知らせなんですが、PCR検査等を含めて、今の新型コロナウイルスの状況についてサイトがあります。山口県公認のサイトがあって、名称が、山口県（公認）新型コロナウイルス対策サイト。これヤフーか何かで検索していただいたら、サイトが出ます。このサイトに毎日更新がありますので、今ここには4月29日現在のPCR検査状況ってありますが、ここを確認していただければ毎日この数字が変わってきておりますので、その辺は委員の皆さんがそれぞれ確認していただければと思っております。

松尾数則委員 やはり発熱外来の件なんですが、もう病院何かと話してて、そういう方向に進んでるよっていう話なんですが、なかなか難しい面があるということですが、市民病院、山陽小野田市民の健康を守る最後のとりでだと思っているんです。それも踏まえて、この発熱外来、こういう時期ですから、それがそういう形で動いていけるように、できれば、管轄が・・・健康増進課に言うのもおかしいかもしれませんが、それも踏まえて、頑張ってくださいと思っています。

高松秀樹委員長 頑張ってくださいということやったです。市民も待ち望んでいるのは間違いないと思いますんで、その辺、もうよく御存じだと思いますので、議会側からのフォローが必要であれば、またフォローしていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

山田伸幸副委員長 医院にもお聞きしましたし、介護事業者にもちょっと話を聞きに行ったんですが、それぞれの事業者において自らも感染してはいけないしお年寄りを感染させないために、物すごく神経を使っておられて、もう今までにない苦勞されているんです。そういった皆さんに対するその感染の予防を市のほうからサポートするというようなことはどのようにされているのでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 今回の御質問は、高齢者施設に限定してということですか。

山田伸幸副委員長 病院もあろうかと思えます。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 まず、健康増進課サイドといたしましては、結構医療機関に対する国だとか様々なところからの通達だとかが参ります。そこには、感染予防の注意報だとか書かれておりますので、そういうのは随時、関係機関に送付をさせていただいております。

高松秀樹委員長 それでは次の高齢福祉課に入りたいと思えます。高齢福祉課について質問質疑があればお願いいたします。保険料のうんぬんとかありますけど。

山田伸幸副委員長 これ先ほどの本会議場でも述べたんですが、定額給付金が今後いろいろ手紙等が行って、その申請をしていかなくちゃいけないんですが、これを高齢者だけの世帯とか障害者の世帯にお任せするのはなかなか大変であろうということで、是非そういった日常的に関わっておられる部署がそれを支援されたらいかかかなと思ってるんですが、その点いかがでしょうか。

麻野高齢福祉課長 まず施設に入所されておられる方につきましては、施設の職員といたしますか、その方が代行していただけると考えております。家庭にいらっしゃる方でということもございますけれども、なかなかこれ具体的にこうしようっていう方策というのはまだ見当たらないのが現状でございますけれども、包括支援センターなり、そういう職員も使いながら、また、総務部の対策室のほうとも協議しながら考えていきたいというふうに考えております。ちょっと今のところ具体的についてというのはないというのが現状でございます。

山田伸幸副委員長　私の近所にも高齢者の世帯がたくさんありまして、そういった方のところにこういう案内が行ったときに、日頃いろいろ警戒されている中で、これはもう必ず市からの文書ですよという安心感のためにも、そういった部署の方がサポートに行かれて、やっぱりきちんとそういう申請につなげていくということが、これは非常に今こそ、これこそ市の出番ではないかなというふうに思うんですが、障害もありますので部長のほうでどうお考えかちょっとお聞かせください。

兼本福祉部長　これにつきましては、私どももずっと考えております。特に高齢者の方は、今いろんな要介護状態であるとか要支援状態にある方は、全部ケアマネというのが付いております。で、今までの以前のいろんな給付金関係があるときも、やはりケアマネさんをお願いをして、その支援を図っていく。こんな文書が来ちよるよ、出さんにやねってというようなことを、前回も前々回もいろんな給付金のおきをお願いしているという状態でございますので、その辺りはきめ細かに対応をしていきたいというふうに思っています。障害をお持ちの方に対しても、相談員っていうのも付いておりますので、対応していきたいというふうに思っております。

水津治委員　高齢者の施設で、入所者とショートステイの事業をしておられるところですね。そういったとこ、やっぱり施設からするとインフルエンザとかこういったコロナのときに、在宅の方をショートで受けるっていうのはすごく気を使うんですね。これについては市のほうから何か指導なり、御助言をしておられますでしょうか。

篠原高齢福祉課主査　今、委員さんおっしゃるように、現在、短期入所、いわゆるショートステイに関しましては、全事業所ともサービスの運営をされているんですけど、新規の受入れは難しいっていうことを聞いております。それに対しては、代替のサービスっていうのも難しいんですが、

ケアマネがその方の利用の状況の必要性を把握しながら、どうしても必要な場合には、代替のサービスを検討したりということをしております。

山田伸幸副委員長 代替というふうなものを今言われたんですが、本当にそんなものが存在するんですか。

篠原高齢福祉課主査 例えば、通所のデイサービスを利用されている場合は、デイサービスが休止している事業所が今二つありまして、期間限定の休止が2か所、3法人で在宅での介護が困難な方のみの受入れとかをされています。デイサービスを利用されていても、デイサービスが休止している場合は、デイサービスの職員が自宅のほうに訪問して、デイサービスで行うようなりハビリとかを提供するという代替サービスも認められています。

高松秀樹委員長 はい、ほかありませんか。なければ、次の、障害福祉課部分について質疑ありますか。

山田伸幸副委員長 障害者が1人、単独で生活するっていうのはなかなかないと思うんですが、やはりそうは言っても以前私も関わった方は1人で住んでおられました。そういった方が、引き続きサービスが受けられるように、あるいは先ほど言ったような定額給付金のサービスが受けられるようにということで、幅広くサポートが必要かなというふうに思いますし、新しくできたサービスがきちんと障害者の方に理解していただけるかどうか。これが大切なことだと思うんですが、その点ではもう始めておられるんでしょうか。

岡村障害福祉課長 給付金についての理解ですか。（「給付金だけでなく、いろいろほかにもあるでしょう、給付金だけじゃなくて」と呼ぶ者あり）サービスを使っていらっしゃる方につきましては、一人一人に相談支援専門員が付いておりますので、相談支援専門員からの情報提供であった

りとか、必要な情報は職員から相談支援専門員に伝えて、そこから情報提供していただくという形を取っております。

高松秀樹委員長　ほかありますか。なければ、ちょっと時間が迫ってしまって、子育て支援についてはちょっと時間が掛かりそうな気もいたしますので、後日・・・やりますか。ちょっと過ぎますよ。（発言する者あり）なら、次に入ります。あと二つあります。保育所、児童クラブの関連、子育て支援課についての質問を求めます。質疑を求めます。

長谷川知司委員　5ページに書いてあるんですが、2の前ですが、真に保育が必要な家庭の園児・児童については保育すると書いてあります。この真に保育が必要な家庭、その実態調査についてはどのようにされているのか、またそういう家庭についてどのような手助けをされているのかお聞きします。

長井子育て支援課長　この真に保育が必要な家庭ということで、特にこの度実態調査等はしておりません。それぞれの御家庭及び勤務先の事情によってお休みが取れる御家庭もありましょうし、どうしてもお休みが取れないという御家庭もありましょうから、保護者の方が判断していただいて、真に保育が必要ということであればお預かりしております。

長谷川知司委員　児童については、学校のほうで先生方が家庭訪問とかされたり、子供の見守りをされてますので、それらとの連携というのはどうされていますか。

長井子育て支援課長　連携と申しますのは。

長谷川知司委員　情報交換、またそういう場、情報交換する場所とかを持っているのかどうか。

長井子育て支援課長 児童クラブと学校の間でということでしょうか。

長谷川知司委員 今、先生方が各家庭を回って子供たちの状況調べたりしてるわけですね。その情報を、おたくの福祉サイドとどのように情報交換をされているのか。情報交換する場を持っているのかどうか。それをお聞きするんですが。

長井子育て支援課長 学校の先生方が家庭訪問をされて、すいません児童クラブに子供を預ける真に保育が必要かという意味での情報交換はしておりません。

長谷川知司委員 それだけでなく、ともに情報共有するっていうのが今の時代大事ではないかなと思うんですね。何か問題があったときに、福祉サイドだけでなく、学校サイドも先生方も情報をお互い共有するということが今、必要だと思うんですが、そういう情報交換する場を持つ考えはないですか。

古川副市長 保育園と学校、なかなか情報交換というのは難しいんですけど、今こういう状況ですので、児童クラブが1時からやっていただいております。午前中は、学校のほうで居場所づくりということで、先生方なり学校に勤務しておる市の職員等々が見ておるという状況の中で、児童につきましてはその辺の連携はできると思いますけど、保育園と学校が連携というのは、なかなか今の段階では難しいというふうに考えております。小学校に通う児童クラブの子供のことにつきましては、その辺の連携はできてるというふうに考えております。

長谷川知司委員 ひとり親家庭、あるいは親御さんの働き方が変わって収入が減少とか様々な変化が今起きてるわけですね。ですから、きめ細かい情報はお互い共有する必要があると思います。通信環境、要するにインターネットとかが使えるのかどうかっていうのもあるし、1人で子供がど

のように過ごしているのか。また収入の減少でどのように子供が変化しているのか、食事を取っているのかどうか。そういう細かい情報、あるいはケアというのが今後求められると思うんですが、それについては是非情報をきちんと把握していただくように。これは要望です。

長井子育て支援課長 以前から、家庭児童相談員等が見守りをしている御家庭につきましては、引き続き訪問等しておりますし、また学校や保育園とも連絡を取って情報が上がるようにはしております。

山田伸幸副委員長 では今実際に児童クラブ、それから保育園は、登録をしておられる方のどの程度が利用しておられるのでしょうか。

長井子育て支援課長 最新のデータが4月27日分になりますが、保育園につきましては、出席が一番多いところで69%、少ないところは12%程度です。児童クラブも同じく4月27日時点の出席数ですが、一番多いところが35%、一番少ないところは27日に限ってはゼロ人というところもございました。次に、少ないところが19%程度です。

高松秀樹委員長 いいですか。なければ国保年金課、最後です。入ります。

伊場勇委員 国から示される基準は今後ということなんですけども、いつぐらいに分かって、市民に教えることができるのか、情報が入っていれば教えてください。

梅田国保年金課長 国から示される基準でございますが、4月8日に事務連絡で概要のほうは届いております。その中に、明確な基準につきましては、追って通知するというような文言がございまして、今日現在に至りましても、まだその基準は示されていないというような状況でございます。

山田伸幸副委員長 保険証のことをお伺いしたいんですが、今非常に不安にな

っておられる方がたくさんおられるんじゃないかなと思うんですけど、保険証は現在、現にそこに住んでおられるけれど渡っていないという方がいらっしゃると思いますか。

梅田国保年金課長 保険証につきましては、毎年発送するときには簡易書留で発送しております。それを配達していただいた際に、御本人がいらっしゃらないということであれば、一定期間郵便局のほうで保管させていただきます。郵便局のほうもその保管期間には限りがございます、その保管期間を過ぎたものにつきましては、市のほうに戻ってくるという状況でございます。この方につきましては、こちらからも連絡を試みまして、連絡を取れば市のほうに取りに来ていただくというような対応を取っております。

山田伸幸副委員長 それは資格証明書ですか、それとも短期保険証ですか。

梅田国保年金課長 ただいま申し上げましたのは、一般の被保険者証。それと、短期保険証も同じ扱いをしております。資格者証につきましては、これも、新型コロナウイルスが発生した状況を見まして、簡易書留で同様に発送しております。扱いにつきましても、保険証と同じでございます。

高松秀樹委員長 そのほかいいですか。若干過ぎましたけど、それでは、感染症の影響及び対応等の情報についての部分はこれで終わります。ここで1回閉じて、その後再開してその他の事項に入りたいと思います。ではここで暫時休憩して15分に再開いたします。

午後3時4分 休憩

午後3時15分 再開

高松秀樹委員長 それでは、委員会を再開したいと思います。次の付議事項2

番目のその他ですが、その他について何か御意見がある方はお願いいたします。

吉永美子委員 民間のことを言ってもいいですか。（「どうぞ」と呼ぶ者あり）民間事業者というか民間から情報を頂くのに、また何かあったらというお話があったんですが、たまたま入った情報でございますが、昨日、理美容組合が市に対して要望書を出しておられるというふうに聞いております。今聞いている情報では、少なくとも宇部市と防府市に理美容組合が要望書を出しておられるということで、やはりコロナに関連しての支援策だと思います。できれば理美容組合の方にもお話を聞いたらと思っておりますので、よろしく申し上げます。

高松秀樹委員長 吉永委員からの提案で、民間情報の収集について理美容組合、ちょっと正式名称は分かんないんですが、理美容組合をお呼びしていろいろお話を聞いたほうがいいということですが、皆さんいかがですか。異議なしですか。よろしければ案内を作ってお知らせにお伺いしたいというふうに思います。ほかに何かありますか。

水津治委員 今から情報収集という作業が入ってくるんですが、大型連休に入ります。そういった中で、必要若しくは相手方の事情によって、連休の間でも開催をする必要があるのではないかと思います。情報収集の場を、日程を設けるために、委員会、緊急性がこれはあると思うんで、そういった委員会の日程を連休の間でも、相手方にもよると思うんですが、そういった場合には、連休の間といえども考えるべきではないかと思います。

高松秀樹委員長 今の水津委員の申出は、5月の11日、12日、これ平日なんですけど、平日に民間情報の収集しようということで各団体に呼び掛けておるところですが、時間が大分先になるので、連休も祝日も使って、委員会協議会になるんですが、開催したらどうかという御意見です。こ

れには、前回委員会でちょっと事務局との協議になりましたが、物理的にどこでするのかということです。ここは非常に、工事が集中的に入るので騒音が激しいということでした。市民館については、まだ向こうにも、実際、何も市の職員が行ってないので状況が分かんないということでした。この話をちょっと事前に水津委員からお聞きしましたので、その状況を再度事務局に確認してもらいました。だから物理的にできるかどうかをまず事務局のほうにお聞きしたいと思います。

石田議会事務局次長 市民館のほうで行うことは可能という認識であります。

高松秀樹委員長 ここは不可能だということですね、第2委員会室は。（「そうです」と呼ぶ者あり）第2委員会室は、ちょっと総務に確認したところ、やはり集中的に工事をするので、今換気も必要ということで窓を開けますので、非常に騒音が激しいのではないのかということでした。しかしながら、市民館のほうは可能です。もともと協議会という形でカメラなしでやろうということでしたので可能だと思います。ただし、マイクシステムを移動できないということで、ICレコーダーでの録音です。そもそも協議会ですので、きっちりした会議録の作成が必要ないという判断を委員長としてしておいて、しかしながら、要点はしっかり記録していただかないと、それをやっぱり執行部に伝えたりすることができないので、そういうことも含めて事務局サイドは、そういう方法であれば可能だというふうなことになりました。よって、この連休中に委員会開催することに対して、賛成、反対の御意見があればお願いしたいと思います。

宮本政志委員 ということは、連休中でも、出席していただける団体はありそうだっていう解釈でいいですか。

高松秀樹委員長 それは、今から、実はもうほぼ当たってたんです。11日、12日で。しかしながら、再度、もう一遍当たります。どうしてもこの

連休中でできないというところがあれば、連休が終わった後になろうかと思いますが、今までお話を聞いた中では、可能などころが多かったというふうに感じておりますが、これはもう皆さんここで決めた後に、再度私が動きますので、その結果待ちってということになりますけど、それ以前に、連休中にやってもいいのかどうなのかということをもとに決めていきたいと思います。

宮本政志委員 私はもう早急に情報収集するべきだと思いますのでいいと思いますよ。あとの詳細部分は、日にちや来られる団体等は委員長と副委員長にちょっとお任せしないとこの場でっていうわけにはいかないんで、取りあえず、連休中やることに関して私は賛成です。

高松秀樹委員長 日程のほうは正副委員長にお任せしていただけますか。今の予定は、5月の4日、5日の月曜日、火曜日になります。この2日間で調整を行いたいというふうに思っております。

山田伸幸副委員長 民間の中に、サンパークテナント会とかいうのは入らないんですか。今ちょうど、2日から6日まで全部休んでるんですね。

高松秀樹委員長 皆さんがよろしければ、案内はもちろんお出しするようになりますけど、お出ししましょうか、テナント会さん。そういう形で、やりたいと思います。4日、5日でやるとなると、以前委員の皆さんからカテゴリーで分けて何団体かずつって話もありましたけど、基本的にはそういう格好でいきたいと思いますが、相手の時間の都合もあって、もしかしたらちょっとそこがばらけてしまうかもしれませんので、それは是非御了承いただきたいというふうに思います。よろしいですか。そうしたら、4日、5日で文書を作り替えて、またお持ちするような形にしたいと思います。委員の皆さんには、またメール等で配信をしたいと思います。

吉永美子委員 これは大体時間、いわゆるその1団体にどのくらいの程度の時間とかっていう想定あります。

高松秀樹委員長 一つのカテゴリーが当初は45分以内っていうふうに想定してました。もちろんそれだけ掛からない団体もありそうです。それをうまく具合時間配分しながら、時間を有意義に使うようなスケジュールにしたいと思っています。

吉永美子委員 45分、要は超えてもいい、何ていうかな、少なくても、もうちょっと話を聞いてほしかったってあっちゃいけないので、だから、もしかしたら15分で終わる団体も45分っていうふうにしとかないと怖いかもしれないですね。うん。だから、45分で、ちょっと休み取って45分で、休み取って、45分という間隔でやっていくということですね。それを4日と5日でこなすっていうことですね。

高松秀樹委員長 そうです。時間は余裕を持って組みたいと思いますし、通常委員会、よく5時とか5時15分に終わっていますが、状況によってはですねそれを過ぎることもあろうかと思しますので、是非御了承いただきたいというふうに思います。

山田伸幸副委員長 事務局も同席をするということでもいいんですかね。

高松秀樹委員長 もちろん事務局も石田次長が同席するというふうに伺っておりますので、ちょっと1人なのか2人なのか未定なんですけど、しっかり議会側のサポートをしていただきたいというふうに思っております。よろしいですか。

石田議会事務局次長 5月の4日、5日ということで、再度調整するわけですが、それで今既に、先ほど委員長からもありましたように、11日と12日で調整している部分もございますので、もしそちらがよろ

しいと言われる方もいらっしゃるかもしれませんが、この11日と12日のほうも、委員の皆様、日程を開けておいていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

高松秀樹委員長　そういう形でいきます。

吉永美子委員　それとお願いしておきたいのが、宇部日報に載っていましたが申し上げた小野田商工会議所、山陽商工会議所、それと先ほど申し上げました理美容組合が昨日要望書を出してあるというふうな情報が入りますので、少なくともその市に対して要望書を出したのであればそれを、できれば事前がありがたいですけど、委員の手元に頂きたいと思います。

高松秀樹委員長　事務局、委員に配信をお願いできるでしょうか。

石田議会事務局次長　すいません。もう一度確認でございますが、理美容組合、それから両商工会議所。

高松秀樹委員長　料飲店組合は先ほど皆さんにお配りしました。中島さんの要望書もお配りしておりますので、よく熟読をしていただいて、その時どきで質問をしていただければというふうに思います。よろしいですか。この件について、終わりますよ。(発言する者あり)正式名称が「山口県…」いや、ないらしいんですよ。これらしいんです。(発言する者あり)どこのですか。

矢田松夫副議長　7日の日に商工と副市長のところに、請願か陳情書か何かしない要望書か何か知らんが、出すと。料飲店じゃないか。

高松秀樹委員長　分かりました。今、副議長から御指摘いただいたので、ちょっとその点については、下に問い合わせてみます。状況を確認して対応策を検討したいというふうに思います。石田次長、ということなんです

ね。今の話も、ちょっと、はい。正式名称は分かりませんが、そういう話がありました。

水津治委員 直接は関係ないかも知れませんが、コロナ対策の一環として、今は大変な重要な時期です。他の市町も実施しておりますが、我々議員報酬の削減っていうものが、委員会で協議するのかどうかよう分かりませんが、今日は提案ということでお話をさせていただきたいと思います。はい、議運になるかどうか分かりませんが、ここで声を上げるっていうのが、委員会として声を上げるっていうことができるかなと思って、ちょっと発言させていただきました。

高松秀樹委員長 はい、今これ正式に委員会なので、水津委員からそういう話があったということは、恐らく会派の中でそういう話になったということなので、議員報酬の削減という話、それより先の具体的な話は今なかったんですが、こういう話があったということで、ここは議運じゃないんですけど、皆さん会派の中でそういう話がありましたということで、今後いろんな話をしながら、最終的には違う委員会の中で協議されようかと思いますが、そのことも含めて、よく考えとっていただきたいと、こういうことでよろしいんですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

長谷川知司委員 今、水津委員言われた関連なんですけど、私たちの議員削減費用、これも率とか期間とかいろいろございますが、それがさ少の金額であったとしても、それを元に、私が思うのは市のほうで新型コロナ対策基金などを持っていただいて、それに私たちの削減した分だけでなく広く市民、あるいはあらゆる企業からもそこに基金を集められるような形にさせていただけるような、そういうスタンスを行政のほうで取ってもらえれば一番いいかなと思ってます。これは参考までに申しました。

山田伸幸副委員長 そのことに関連して、これは行政のほうでも検討が進められているというふうに聞いたんですが、いろいろな資金、企業からの申

出の資金とかコロナウイルス対策に使ってくれということで、いろいろな検討があるようです。それに、私たちの返上した分がそこに入るかどうかというのは分かりませんが、行政の意向としてはそれをこの立ち上がる時に、一気に例えば、市民に商品券みたいな形で配って一気にこう景気の底上げを図るとかということも何か検討をされているようではあります。それを具体的にどういうふうにするかっていうのを聞いておりません。もっと医療機関に、頑張っておられる医療スタッフの皆さん励ますような、そういったものに使えるかどうか、様々な方法はあるかと思っておりますので、一応、そういう検討をしているというのは聞いております。

高松秀樹委員長 コロナ対策について、今お二方が言われたように、我々でできることは我々でやっていくというのが当然のスタンスだと思います。しかしながら、報酬に関してのことなので、皆さん協議を重ねながら、早急にもしかしたら結論が出るようなことになるかもしれませんが、今この場ではこれ以上の協議はなしということで済ませたいと思います。そのほか何かありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、これで新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を終わります。お疲れ様でした。

午後 3 時 3 2 分 散会

令和 2 年（2020 年）5 月 1 日

新型コロナウイルス感染症対策特別委員長 高 松 秀 樹